

# 保育料の階層区分及び保育料一覧



階層区分	各月初日の入所(園)児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)				
	定 義		0~2歳児クラス		3~5歳児クラス		
			標準	短時間	標準	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0			
第2-1階層	前年度(9月以降は当年度)の市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	0	0			
第2-2階層		一般世帯	0 (0) [0]	0 (0) [0]			
第3-1階層	前年度(9月以降は当年度)の市町村民税所得割額(保護者合算)	48,600円未満	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	8,750 (0) [0]	8,550 (0) [0]		
第3-2階層			一般世帯	18,500 (9,250) [0]	18,100 (9,050) [0]		
第4-1階層		48,600円以上 77,101円未満	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	9,000 (0) [0]	9,000 (0) [0]		
第4-2階層			一般世帯	27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]		
第4-3階層		77,101円以上 97,000円未満		27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]		
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		35,500 (17,750) [0]	34,800 (17,400) [0]		
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		42,500 (21,250) [0]	41,700 (20,850) [0]		
第7階層		301,000円以上 397,000円未満		48,000 (24,000) [0]	47,100 (23,550) [0]		
第8階層	397,000円以上		63,000 (31,500) [0]	61,900 (30,950) [0]			

無償化により、3歳児以上のクラスは保育料が0円となっております。

※給食費については別途発生いたしますので、各園へお問い合わせください。  
また、給食費のうち副食費については、保護者の所得割額の合計が57,700円以上の世帯から発生します。ただし、第3子は57,700円以上の世帯であっても免除となります。

- \* 年度の途中で3歳児となり、認定が3号から2号に変更された場合でも、その年度末までは0~2歳児クラスとしての保育料になります。
- \* 第2-2階層から第8階層の( )は二人目半額、[ ]は三人目から無料であると示しています。
- \* 市町村民税非課税：「所得割額」に加え「均等割額」も非課税であることが条件となります。

※国の法改正により保育料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。